

八王子市老人福祉施設等整備費補助要綱

平成27年（2015年）4月1日施行
令和3年（2021年）4月1日 改正

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が実施する老人福祉施設等の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、もって老人福祉の向上を図ることを目的に、市が整備に要する費用の一部を予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手続きに関する規則（昭和35年（1960年）八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象事業は、次の各号のとおりとし、内容は別表1のとおりとする。

- （1） 老人福祉法第15条第4項（昭和38年（1963年）法律第133号）の規定により市内に設置する養護老人ホーム、定員30人以上の特別養護老人ホーム（以下「広域型特養」という。）及び介護保険法（平成9年（1997年）法律第123号）第8条第28項に規定により市内に設置する介護老人保健施設（以下「老健」という。）の整備
- （2） 前号に規定する広域型特養に併設される介護保険法第8条第9項に規定する老人短期入所施設専用床（以下「併設ショート」という。）の整備

（補助対象費用）

第3条 この補助は、老人福祉施設等の整備に必要な施設整備費及び特別な理由により市長が特に必要と認めた工事費を対象費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- （1） 土地の買収又は整地に要する費用
- （2） 既存建物の買収に要する費用
- （3） 既存建物の解体撤去及び仮設建物に要する費用。ただし、改築整備において必要と認められた工事を除く。
- （4） 職員の宿舎に要する費用
- （5） その他整備費として適当と認められない費用

(補助金交付額)

第4条 この補助金は、次により算出する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 別表2の第1欄に定める種目のうち主体工事費については、第2欄に定める算定基準により算出した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額(ただし、総事業費からその他の収入額(移行時特別積立預金を含む。))を控除した額がこれを下回る場合はその額)とする。
- (2) 別表1の2に定める大規模改修については、この額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (3) 別表1の2に定めるその他改修等については、別表2(付表4)の補助基準単価を交付額とする。
- (4) 第2条に掲げる補助対象施設(老健を除く)の整備に併せて平成17年(2005年)10月5日付社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」のⅡに定める基準(ただし、同通知Ⅱ3(3)については、別表2(付表3)に定めるところによる。)に適合する防災拠点型地域交流スペースの整備を行う場合については、別表2の第1欄に定める主体工事費と防災拠点型地域交流スペース整備費についてそれぞれ第2欄に定める算定基準により算出した額を合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額(ただし、総事業費からその他の収入額(移行時特別積立預金を含む。))を控除した額がこれを下回る場合はその額)とする。
- (5) 補助対象事業の対象経費が、国の市町村交付金である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付対象事業の対象経費と重複する場合は、原則、上記前3号の規定により算定された額から当該交付金を控除した額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、八王子市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書(第1号様式)を第2条に掲げる補助対象事業の工事請負契約締結後1ヵ月以内に市長に提出するものとする。

(変更交付申請)

第6条 交付決定後の事情変更等により、交付決定の内容を変更しようとする者は、八王子市老人福祉施設等整備費補助金変更交付申請書(第2号様式)を速やかに市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、第10条の条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付申請を行った者に八王子市老人福祉施設等整備費補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

ただし、交付申請のあった事業について適当と認められない場合は、補助金の不交付を決定し、八王子市老人福祉施設等整備費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

(変更交付決定)

第8条 市長は、変更交付申請のあった事業について適当と認める場合は、第10条の条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付申請を行った者に八王子市老人福祉施設等整備費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

ただし、変更交付申請のあった事業について適当と認められない場合は、補助金の不交付を決定し、八王子市老人福祉施設等整備費補助金変更不交付決定通知書（第6号様式）により通知する。

(交付時期)

第9条 この補助金は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）からの請求により事業の出来高に応じ、別表3に定める時期に交付する。

(補助条件)

第10条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 特定自治体の優先入所枠等の解消

ア 建物の取り壊しを必要とする改築等にあたっては、特定の自治体の優先入所枠等は解消すること。

イ 大規模改修等においては、当該入所枠の解消に努めること。

(2) 財産（建物）の取扱い

ア 財産処分の制限

補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年（2008年）厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 財産の管理義務

補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ウ 財産処分に伴う収入の納付

補助対象事業者が、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(3) 契約に関する注意事項

ア 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

イ 一括下請負の禁止

補助対象事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ウ 契約手続の取扱い

補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約について、広域型介護保険施設整備費補助に係る工事請負契約手続基準によること。

(4) 補助の取消し等

ア 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

イ 補助事業の一時停止

市長は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年（1947年）法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることがあり、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

ウ 決定の取消し

(ア) 市長は、次の a から e までのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- a 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- b 補助金を他の用途に使用したとき。
- c 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- d 市長の指示に従わなかったとき。
- e 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(イ) 上記（ア）の規定は、第 15 条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(5) 監査への対応

補助対象事業者等は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(6) (根) 抵当権設定について

補助対象事業者は、補助を受けようとする施設の土地及び建物について、(根) 抵当権を設定しないこと。なお、当該施設整備を目的とした抵当権については、この限りではない。

(申請の取下げ)

第 11 条 補助対象事業者は、当該交付決定の内容又は第 10 条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(計画変更等)

第 12 条 補助対象事業者は、交付申請額の変更を伴わず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ八王子市老人福祉施設等整備費補助金計画変更承認申請書（第 7 号様式）により市長に報告し、八王子市老人福祉施設等整備費等補助金計画変更承認書（第 8 号様式）により承認を受けなければならない。

なお、交付申請額の変更を伴う場合は、第 6 条を適用し、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容のうち、次のアからエまでのいずれかを変更しようとするとき。

ア 建物の規模又は構造

イ 建物等の用途

ウ 入所定員、入居定員及び利用定員

エ 工事の内容

(ア) 工期変更を伴う工事

(イ) 工法及び位置の変更を伴う工事

(3) 補助事業を一時的に中止するとき。

(事故の報告)

第13条 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、その理由及び遂行の見通し等を速やかに八王子市老人福祉施設等整備費補助金事故報告書(第9号様式)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が完了しないまま年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから10日以内に八王子市老人福祉施設等整備費補助金実績報告書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 中間払いの交付決定を受けた補助対象事業者は、交付決定に定めた中間払いの出来高に到達したときは、速やかに八王子市老人福祉施設等整備費補助金実績報告書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の八王子市老人福祉施設等整備費補助金実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、当該補助対象事業者に対し、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市老人福祉施設等整備費補助金交付額確定通知書(第11号様式)により通知する。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

補助対象事業者は、この命令により必要な処置をした場合、改めて第14条に規定する実績報告を行わなければならない。

(補助金の請求)

第17条 補助対象事業者は、第15条に規定する補助金の交付額が確定したときは、速やかに請求書(第12号様式(確定払)、第13号様式(中間払)又は第14号様式(中間払後の確定払))により市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、第10条第4号の規定により交付決定を取り消した補助対象事業者に対して、当該取消しに係る部分に関して、既に補助金を交付しているときは、八王子市老人福祉施設等整備費補助金返還請求書(第15号様式)により、返還を命ずるものとする。

また、第15条により交付すべき補助金の額を確定した場合においても、既にその額を超える補助金が交付されているときは、八王子市老人福祉施設等整備費補助金返還請求書(第15号様式)により、返還を命ずるものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項に規定する請求を受けたときは、当該請求書に記載のある期限内に、当該補助金を市長に返還しなければならない。
- 3 補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(暴力団等の排除)

第19条 次の各号に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

確認は、表明・確約書(第16号様式)により行うものとし、市長は補助対象事業者に補助金交付申請時に提出させるものとする。

- (1) 暴力団(八王子市暴力団排除条例(平成23年(2011年)12月15日条例第23号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの。

(関係書類の管理保管等)

第20条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。また、補助事業に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示しなければならない。

(状況報告等)

第21条 補助対象事業者は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、八王子市老人福祉施設等整備費補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別途定める。

2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年（2020年）5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

別 表 1

1 補助対象事業及び整備区分

対 象 事 業 (施設)	整 備 区 分
広域型特別養護老人ホーム ※併設ショートステイの増床含む	創設、ユニット化改修、大規模改修、改築(特養のみ)、特養の多床室のプライバシー保護のための改修、その他改修等
介護老人保健施設 ※みなし指定の通所リハビリテーション事業所とショートステイのみ含む	
養護老人ホーム ※創設の場合、特定施設入居者生活介護の指定を受けることを要件とする。	創設、改築、大規模改修、その他改修等

2 施設整備における整備区分ごとの内容

整備区分	整 備 内 容
創設	新たに施設を整備すること。
改修型創設	既存建物の躯体工事に及ばない改修工事(壁撤去等)により、施設を整備すること。
改築	既存施設の定員を原則減員しないで、既存施設を取り壊して改築整備を行うこと(移転改築、一部改築を含む)。 なお、入居者の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数、老朽度及び立地を勘案し、緊急性の高い場合に限り認める。
ユニット化改修	既存のユニット型以外の特別養護老人ホーム及び併設ショートステイをユニット型個室及び個室的多床室に転換するため、居住環境等の改善整備を行うこと。
特養の多床室のプライバシー保護のための改修	居室環境の質を向上させるため、入所者のプライバシー保護の改修を行うこと。
大規模改修	既存施設の躯体工事に及ばない付表1の内容の工事を行うこと。
その他改修等	社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の対象となる改修等、市長が特に必要と認めた工事を行うこと。

別 表 1 (付表1)

大規模改修における対象工事

※ 1、2及び3(1)については、施設創設、改築又は補助金を受けて行った創設、大規模改修又は多床室のプライバシー保護のための改修工事竣工後15年以上経過している施設についてのみ対象とする。

区分	内容
1 施設の一部改修	経年劣化により使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
2 施設の付帯設備の改造	経年劣化により使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
3 施設の模様替	(1) 入所者の生活環境の改善を目的として行う居室、浴室、食堂等の内部改修工事 (2) 居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
4 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	(1) 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備等工事や窓枠改良工事等 (2) アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事
5 消防法、建築基準法等関係法令の改正により、新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
6 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	(1) 土砂災害等危険区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 (2) 緊急災害時用の自家発電設備の整備

別表 2
算定基準

1 種目	2 算定基準	3 対象経費
主体工事費	<p>1 施設の種類ごとに、付表 1 及び 2 に掲げる 1 人当たり基準単価に定員数を乗じて得た額。</p> <p>ア 併設加算 特別養護老人ホームの整備に併せて、特別養護老人ホームを併設する付表 6 に掲げる施設を整備する場合は、付表 6 に定める加算額（500 千円を限度とする。）に定員数（100 名を限度とする。）を乗じて得た額。</p> <p>イ 高騰加算 付表 7 に掲げる 1 人当たり高騰加算単価に定員数を乗じて得た額を加算する。</p> <p>2 付表 1 及び 2 に掲げる 1 件当たり基準単価</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費及び工事請負費（対象経費）の 2.6% に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
防災拠点型地域交流スペース整備費	付表 3 に定める補助基準単価	

※ 補助対象事業の対象経費が、国の市町村交付金である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付対象事業の対象経費と重複する場合は、原則、上表により算定された額から当該交付金を控除した額を交付額とする。

※ 防災拠点型地域交流スペース整備費は、補助対象施設の整備に併せて平成 17 年（2005 年）10 月 5 日付社援発第 1005014 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」のⅡに定める基準（ただし、同通知Ⅱ 3（3）を除く。）に適合する防災拠点型地域交流スペースの整備を対象とする。

別表 2 (付表 1)
補助基準単価 (特別養護老人ホーム)

整備区分		一人当たり 整備面積	基準単価 (単位： 円)	適用単位
創設 (既存の建物を買取り、 創設する場合を含む。)	ユニット型	38 m ² 以上	5,000,000	定員 1 人 当たり
	従来型個室	34.13 m ² 以上	4,500,000	
	多床室	34.13 m ² 以上	4,050,000	
改築	ユニット型	38 m ² 以上	6,000,000	
	従来型個室	34.13 m ² 以上	5,400,000	
	多床室	34.13 m ² 以上	4,860,000	
改築に伴う専用シ ョートの増床	ユニット型	38 m ² 以上	5,000,000	
	従来型個室	34.13 m ² 以上	4,500,000	
	多床室	34.13 m ² 以上	4,050,000	
改修型創設	ユニット型	38 m ² 以上	3,750,000	
	従来型個室	34.13 m ² 以上	3,375,000	
	多床室	34.13 m ² 以上	3,037,000	
ユニット化改修	多床室からユ ニット型個室 又は個室的多 床室への改修	なし	2,500,000	
	従来型個室か らユニット型 個室又は個室 的多床室への 改修	なし	1,250,000	
特養の多床室のプ ライバシー保護の ための改修	多床室	なし	734,000	
大規模改修		なし	100,000,000	1 件当 たり

別表 2 (付表 2)
補助基準単価 (介護老人保健施設)

整備区分		基準単価 (単位：円)	適用単位
創設	ユニット型	5,000,000	定員 1 人当たり
	従来型個室	4,500,000	
	多床室	4,050,000	
ユニット化改修	多床室からユニット型個室又は個室的多床室への改修	2,500,000	
	従来型個室からユニット型個室又は個室的多床室への改修	1,250,000	
大規模改修		100,000,000	1 件当たり

別表 2 (付表 3)
補助基準単価 (養護老人ホーム)

整備区分	一人当たり整備面積	基準単価 (単位：円)	適用単位
創設	29.2 m ² 以上	4,300,000	定員 1 人当たり
改築	29.2 m ² 以上	5,160,000	定員 1 人当たり
大規模改修	なし	100,000,000	1 件当たり

別表 2 (付表 4)

補助基準単価 (防災拠点型地域交流スペース)

種別	整備面積	必要な設備	整備区分	基準単価 (単位： 円)	適用単位
大規模型	380 m ² 以上	災害時において、要配慮者30人程度が一時的に避難生活が可能 な設備の確保が図られること。	創設・改築	27,000,000	1件当たり
			改修等	20,250,000	
中規模型	190 m ² 以上	災害時において、要配慮者15人程度が一時的に避難生活が可能 な設備の確保が図られること。	創設・改築、	9,000,000	
			改修等	6,750,000	

別表 2 (付表 5)

その他改修等

整備区分	基準単価	適用単位
市長が特に必要と認めた工事	市長が認めた額	1件当たり

別表 2 (付表 6)

併設加算

施設種別	整備区分	対象施設	加算額 (単位： 円)
広域型特別 養護老人ホ ーム 介護老人保 健施設	創設、改築	看護小規模多機能型居宅介護 事業所	350,000
		認知症高齢者グループホーム	300,000
		小規模多機能型居宅介護事業 所	300,000
		認知症対応型デイサービスセ ンター	100,000
		訪問看護ステーション	50,000
		夜間対応型訪問介護事業所	50,000
		定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所	50,000
		介護予防拠点 (老健のみ)	75,000
		地域包括支援センター (老健のみ)	10,000

※原則として、同一の設置・運営者による市内の移転の場合は対象とならない。
 ※定員が 100 人を超えた場合、超過分の基準単価に関しては加算を行わない。
 ※複数サービスを併設する場合、定員 1 人当たりの加算額の上限は 50 万円とする。

別表 2 (付表7)

高騰加算単価 (特別養護老人ホーム)

整備区分		一人当たり 整備面積	高騰加算単価 (単位：円)	適用単 位
創設 (既存の建物を買取 り、創設する場合を 含む。)	ユニット型	38 m ² 以上	1,250,000	定員1人 当たり
	従来型個室	34.13 m ² 以上	1,125,000	
	多床室	34.13 m ² 以上	1,013,000	
改修型創設	ユニット型	38 m ² 以上	938,000	
	従来型個室	34.13 m ² 以上	844,000	
	多床室	34.13 m ² 以上	760,000	
改築	ユニット型	38 m ² 以上	1,500,000	
	従来型個室	34.13 m ² 以上	1,350,000	
	多床室	34.13 m ² 以上	1,215,000	
ユニ ット 化改 修	多床室からユニット型個室 又は個室的多床室への改修	なし	625,000	
	従来型個室からユニット型 個室又は個室的多床室への 改修	なし	313,000	
改築に伴う専用シ ョートの増床	ユニット型	38 m ² 以上	1,250,000	
	従来型個室	34.13 m ² 以上	1,125,000	
	多床室	34.13 m ² 以上	1,013,000	

別表 2 (付表 8)

高騰加算単価 (介護老人保健施設)

整備区分		高騰加算単価 (単位：円)	適用単位
創設	ユニット型	1,250,000	定員 1 人当たり
	従来型個室	1,125,000	
	多床室	1,013,000	
ユニット化改修	多床室からユニット型個室又は個室的多床室への改修	500,000	
	従来型個室からユニット型個室又は個室的多床室への改修	250,000	

別 表 3

補助金の交付時期

補助事業完了時または年度終了時、出来高に応じた補助額を交付する。

また、当該年度補助額が1億円以上の場合、交付申請時に補助対象事業者が中間払いを申し出ること、市長は年度途中で1回、年度終了時または補助事業完了時に1回と下記の表のとおり2回に分けて交付することができる。なお、1回目の支払いは実績報告書の出来高を確認の上、交付する。ただし、この交付方法は1補助事業につき1回とする。

交付時期		交付額
第1回	工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。)が契約額の30%以上に達したとき。	補助額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の各年度の確定額と当該年度の交付決定額の合計額)に工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。)を乗じ、さらに0.9を乗じて得た額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の補助額を控除した額)の範囲内で千円未満を切り捨てた額
第2回	年度終了時または補助事業完了時	補助額から当該年度における既支出額を控除した額